

鳥栖市訓令第19号

鳥栖市電子署名規程（令和4年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月26日

鳥栖市長 向 門 慶 人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られた記録をいう。 (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。 (3)～(5) 略 (電子署名の実施) 第3条 電子署名の実施については、組織認証局が発行する電子署名カードの使用により行うものとする。 (電子署名の職名等)	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の<u>人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。</u> (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。<u>以下「法」という。</u>）第2条第1項に規定する電子署名をいう。 (3)～(5) 略 <u>(6) 電子署名システム 法第2条第3項に規定する特定認証業務を行う事業者により作成された署名符号（電子署名を行うために用いる符号をいう。）を用いて、自らが電子署名を行うことができるシステムをいう。</u> (電子署名の実施) 第3条 電子署名の実施については、組織認証局が発行する電子署名カードの使用<u>又は電子署名システム</u>により行うものとする。 (電子署名の職名等)

第4条 電子署名に用いる職名等、電子署名カード管理者及び枚数は、別表のとおりとする。

第10条 略

附 則

この訓令は、令和8年9月1日から施行する。

第4条 電子署名カードの使用による電子署名に用いる職名等、電子署名カード管理者及び枚数は、別表のとおりとする。

2 電子署名システムによる電子署名に用いる職名は、市長及び市長職務代理者とする。

(電子署名システムによる電子署名の実施)

第10条 電子署名システムによる電子署名を実施しようとするときは、電子署名の実施を承認する者（以下「承認者」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認者は、鳥栖市公印規程（昭和63年訓令第7号）第5条に規定する公印取扱者をもって充てる。

3 電子署名システムによる電子署名を実施する者は、承認者が電子署名の実施を承認したときは、電子署名を実施するものとする。

第11条 略